# 住吉区有料施設優先利用区長副申にかかる実施要項

制定　平成 26 年 10 月１日
改正　令和８年９月８日

この要項は、区民の生涯スポーツ活動を普及し、区民の健康と体力づくりの場または地域活性の場としての区内運動場等有料施設の有効的な利用の促進のため定めるものとする。

また、利用申込に関して、公平性・公正性が求められていることから、『住吉区生涯スポーツ事業運営協議会規約』及びこの実施要項により、優先利用にかかる副申許可に関する事項を定めるものとする。

## １．優先利用事業および行事の許可基準

住吉区内有料施設の優先利用基準については、大阪市が定める「有料施設（スポーツ施設）における優先利用取扱要綱（以下「市要綱」という。）」によるものとする。市要綱第３条の第５号及び第７号から第９号に該当する場合は、住吉区長の副申を必要とする。

副申にあたっては、次に掲げる住吉区基準により、住吉区生涯スポーツ事業運営協議会（以下、「運営協議会」という。）にて承認された事業及び行事を区長副申の対象とする。また、複数の事業及び行事により利用希望日程が重複した場合は、運営協議会にて協議のうえ、日程を調整する。

ただし、市要綱第３条の第１号から第４号及び第６号にあたる行事等と重複する場合は、第１号から第４号及び第６号にあたる行事が優先される。

なお、運営協議会で承認された事業及び行事については、住吉区内有料施設を所管する建設局へ「公園施設使用申請書」及び「副申書」を提出する。

A　区民が中心となるスポーツまたは地域活性に関する催し

1. 参加者が広く区民を対象とする大会
2. 主催者が区民または区内団体である大会

B　区民の生涯スポーツへの意識向上または地域活性の一助となる区への貢献が見込まれる非営利の催し

1. 大阪市主催または共催でない国際大会、全国大会または広く集客を見込める催しなど

C　その他、運営協議会が特に必要と認めた、広く区民に益をもたらす催し

## ２．提出書類

優先利用にかかる副申依頼をする場合は、次に掲げる①から⑥の書類を提出し、申込内容に変更がある場合は速やかに区役所まで報告するものとする。提出書類に不備や虚偽等があった

場合には、優先利用副申依頼を認めない場合もある。特に虚偽等があった団体に関しては、当該年度の利用を取消、次年度の優先利用副申依頼を認めない。

① 優先利用にかかる副申依頼書
② 主催団体の規約または会則
③ 主催団体会員名簿（会員すべての名前・住所のみ）
④ 前年度大会実績がわかる大会当日パンフレットや冊子または案内など
＊①に添付して②～④を提出すること
⑤ 優先利用実施報告書
⑥ 実施した事業及び行事の開催実績がわかるパンフレットや冊子または案内など
＊事業及び行事の開催後１カ月以内に⑤に添付して⑥を提出すること。

但し、住吉区内官公署及びこれに準ずる機関に関しては、②及び③の提出は不要とする。

## ３．優先利用にかかる申請スケジュール

○優先利用副申依頼の受付期間　10 月 1 日～10 月 31 日
※ただし、受付期間の初日及び最終日が土日・祝日である場合は翌開庁日とする。
○運営協議会にて協議　11 月下旬～12 月上旬
○申込団体への審査結果及び公園施設使用申請書の配布　12 月上旬
○建設局へ公園施設使用申請書及び副申書等送付　12 月上旬～中旬
○申込団体への公園施設使用確認書の配布　１ 月下旬

・ 優先利用副申依頼期間終了後は、翌年２月以降に追加申込みをすることができる（原則、直近５か年以内に推薦実績のある団体）。ただし、利用希望日の５か月前までに申込み、かつ、利用を希望する時間帯に、他の優先利用が無い場合に限る。（４月～６月の追加申込は不可とする。ただし、社会情勢等により変更することがある。）

附則

この要項は、平成 27 年度優先利用分より適用する。
この改正要項は、平成 28 年７月１日から施行する。
この改正要項は、平成 29 年 10 月１日から施行する。
この改正要項は、平成 30 年７月２日から施行する。
この改正要項は、平成 30 年 12 月６日から施行する。
この改正要項は、令和２年９月 10 日から施行する。
この改正要項は、令和３年９月 30 日から施行する。
この改正要項は、令和７年９月 25 日から施行する。
この改正要項は、令和８年９月８日から施行する。